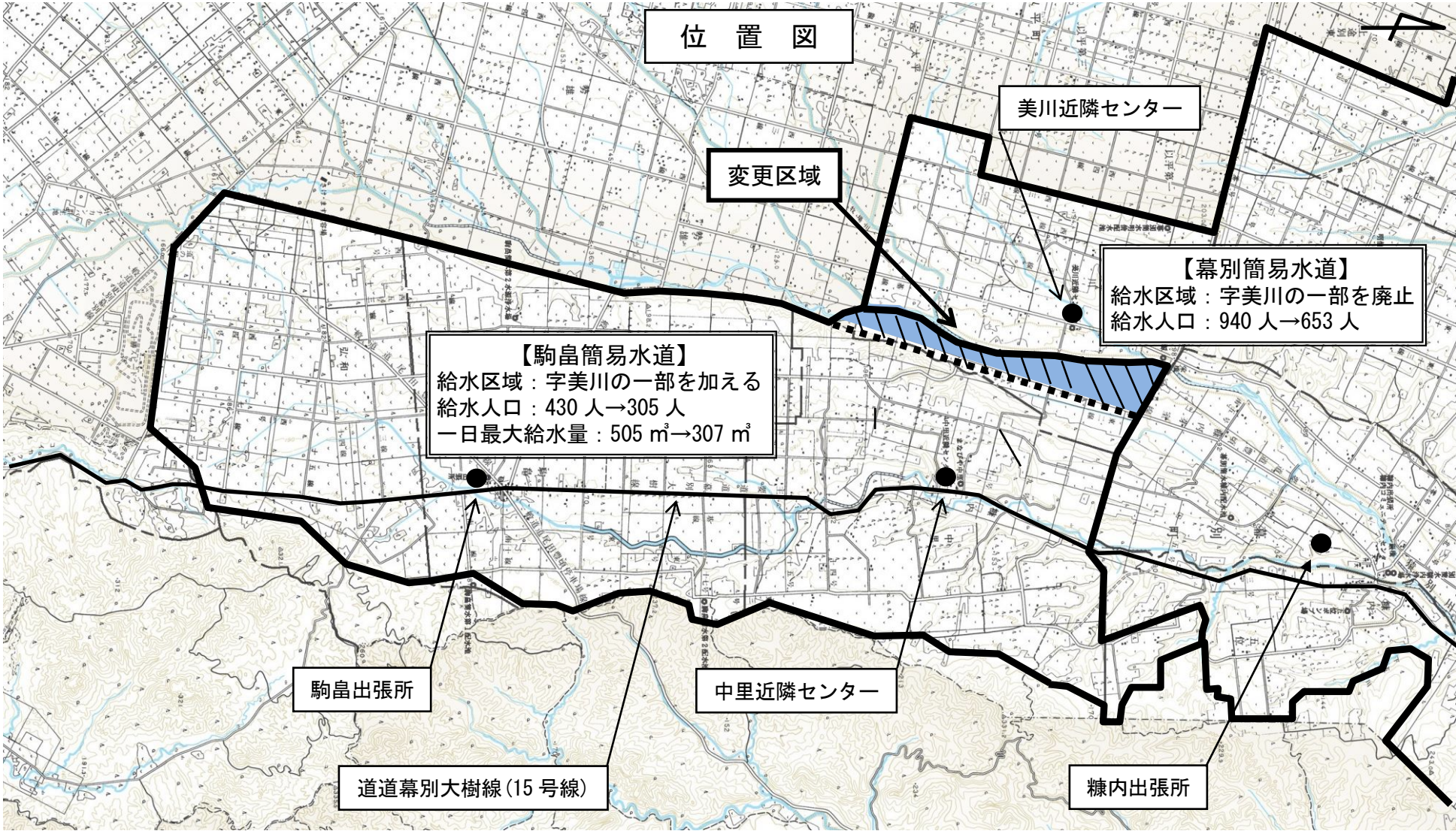


幕別町簡易水道設置条例の一部を改正する条例 変更区域図



幕別町簡易水道設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町簡易水道設置条例 (昭和44年10月1日 条例第23号) 第1条 略 (水道事業) 第2条 簡易水道の給水区域、給水人口及び給水量は、各号に掲げるとおりとする。 (1) 駒畠簡易水道 給水区域 字駒畠、字中里、<u>字弘和の全域及び字五位</u>の一部 給水人口 <u>430人</u> 1日最大給水量 <u>505立方メートル</u> (2) 略 (3) 新和簡易水道 給水区域 字新和の全域及び<u>字南勢、字猿別</u>の一部 給水人口 210人 1日最大給水量 411立方メートル (4) 幕別簡易水道 給水区域 字明倫、<u>字美川、字古舞、字糠内の全域及び字五位、字南勢</u>の一部 給水人口 <u>940人</u> 1日最大給水量 850立方メートル (5) 忠類簡易水道 給水区域 忠類栄町、忠類幸町、忠類本町、忠類錦町、忠類白銀町、忠類日和、忠類朝日、忠類公親、忠類東宝、忠類幌内、忠類明和、忠類新生、忠類中当、<u>忠類古里の全域及び忠類協徳、忠類共栄、忠類西当、忠類元忠類</u>の一部 給水人口 1,631人 1日最大給水量 2,023立方メートル 第3条 略	○幕別町簡易水道設置条例 (昭和44年10月1日 条例第23号) 第1条 略 (水道事業) 第2条 簡易水道の給水区域、給水人口及び給水量は、各号に掲げるとおりとする。 (1) 駒畠簡易水道 給水区域 字駒畠、字中里<u>及び字弘和の全域並びに字五位及び字美川</u>の一部 給水人口 <u>305人</u> 1日最大給水量 <u>307立方メートル</u> (2) 略 (3) 新和簡易水道 給水区域 字新和の全域<u>並びに字南勢及び字猿別</u>の一部 給水人口 210人 1日最大給水量 411立方メートル (4) 幕別簡易水道 給水区域 字明倫、字古舞<u>及び字糠内の全域並びに字五位、字南勢及び字美川</u>の一部 給水人口 <u>653人</u> 1日最大給水量 850立方メートル (5) 忠類簡易水道 給水区域 忠類栄町、忠類幸町、忠類本町、忠類錦町、忠類白銀町、忠類日和、忠類朝日、忠類公親、忠類東宝、忠類幌内、忠類明和、忠類新生、忠類中当<u>及び忠類古里の全域並びに忠類協徳、忠類共栄、忠類西当及び忠類元忠類</u>の一部 給水人口 1,631人 1日最大給水量 2,023立方メートル 第3条 略